

非常通報装置設置等の取扱いに関する訓令

(平成16年3月18日県本部訓令第9号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、非常通報装置の適正な設置及び機能の維持並びに効率的な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(非常通報装置の定義)

第2条 この訓令において「非常通報装置」とは、非常用押しボタンを押すとあらかじめ記録された発信人、所在地等が、自動的に110番通報される装置をいう。

2 非常通報装置は、緊急重要事件の発生に際し、そのときの状況から110番が掛けられない場合その他他の方法で警察に連絡する手段がない場合に限り使用するものとし、それ以外には使用しないものとする。

(非常通報装置の要件)

第3条 非常通報装置は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) センサー等の感知により自動的に通報する装置でないこと。
- (2) 通報用ボタンなどの機動装置は、カメラボタンなど他のボタンと明確に区別され、アクリル板で覆うなど、誤操作による誤報等を防止するための必要な措置がとられていること。
- (3) 正常に通報されているか否かを通報者が確認することができる機能を備えていること。
- (4) 通信指令室等において、非常通報装置から送信される音声又はデータによる情報を確実に受信し、承認番号通知、発信電話番号通知その他の方法により、当該非常通報装置による通報であること及び当該非常通報装置による通報の発信地を認識することができること。
- (5) 通信指令室等において、呼び返し、画像その他の方法により、通報装置の周囲の状況を確認することができること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、通信指令業務に支障が生じるおそれがないと認められること。

(非常通報装置の設置対象施設)

第4条 非常通報装置は、警察の指導に沿った防犯・安全確保のための措置がとられている金融機関、郵便局、学校、児童福祉施設その他の公共的施設若しくは重要防護対象又はこれらに準ずる施設のうち、当該施設等において事案が発生した場合の被害の程度、社会的影響、当該施設に係る地域の治安状況、通信指令室等における受理体制等の事情を総合的に勘案して、非常通報装置の設置が適当であると本部長が認めたものに設置するものとする。

(事前審査)

第5条 署長は、管轄区域内の施設に非常通報装置を設置したい旨の相談を受けた場合には、通信指令課長に連絡するものとする。

2 通信指令課長は、非常通報装置を設置したい旨の相談を受けた場合には、非常通報装置を設置しようとする施設の所在地を管轄する署長に連絡するものとする。

3 第1項の規定により連絡をし、又は前項の規定により連絡を受けた署長は、通信指令課長と協議の上、当該施設が前条の施設に該当するか否かの審査を行うとともに、非常通報装置を設置しようとする者（以下「申請者」という。）に対し、当該装置を第3条各号の要件を満たすものとするよう指導するものとする。この場合において、署長は、非常通報装置設置に関する事前審査（調査）書（様式第1号）により、その結果を本部長に報告（通信指令課長経由。以下同じ。）するものとする。

4 本部長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る非常通報装置の設置の適否について審査を行い、その結果を、署長及び申請者に通知するものとする。

（承認手続）

第6条 通信指令課長は、前条の規定による審査の結果、非常通報装置の設置が適当であると判断したときは、申請者に対し、非常通報装置設置承認申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、2通を署長に提出させるものとする。この場合において、署長は、調査内容と相違等がないか確認の上、うち1通を本部長に送付するものとする。

- (1) 非常通報装置を設置する施設（以下「設置施設」という。）付近見取図
- (2) 設置施設内部の平面図に非常通報装置の取付位置を表示したもの
- (3) 非常通報装置の設置及び運用に関する誓約書（様式第3号）
- (4) その他本部長が指示したもの

2 本部長は、申請書の内容を確認した結果、承認することとした場合は、申請施設の所在地を管轄する署長を通じて申請者に対し承認通知書（様式第4号）を交付するものとする。この場合において、非常通報装置の設置及び運用並びに設置施設の防犯・安全確保に関し、必要と認められる条件を付すことができるものとする。

3 本部長は、申請書の内容を確認した結果、承認しないこととした場合は、申請者に対してその旨を通知するとともに、申請施設の所在地を管轄する署長に通知するものとする。

（運用開始）

第7条 通信指令課長は、非常通報装置の承認を受けた者（以下「設置者」という。）が非常通報装置の運用を開始しようとするときは、運用を開始する日から起算して5日前までに、非常通報装置運用開始届（様式第5号）を本部長に提出させるものとする。

2 通信指令課長は、非常通報装置の運用開始に当たり、通信指令室と当該非常通報装置との開通試験を行うものとする。

（運用責任者）

第8条 通信指令課長は、設置者に、非常通報装置の設置施設ごとに、責任者（以下「運用責任者」という。）を配置させ、非常通報装置の運用・管理に係る手続の事務を行わせる。

（承認事項の変更）

第9条 通信指令課長は、設置者が非常通報装置の申請の内容を変更しようとする場合は、設置者に、非常通報装置変更届（様式第6号）2通を署長に対して提出させるものとする。この場合において、署長は、うち1通を本部長に送付するものとする。

2 通信指令課長は、前項の届出があったときは、署長と協議の上、当該届出に係る変更

内容について検討し、必要に応じて設置者に指導するものとする。

(非常通報装置の廃止)

第10条 通信指令課長は、設置者が非常通報装置を廃止しようとする場合は、設置者に、遅滞なく非常通報装置廃止届(様式第7号)2通を署長に対して提出させるものとする。この場合において、署長は、うち1通を本部長に送付するものとする。

(設置者及び運用責任者に対する指導)

第11条 通信指令課長及び署長は、設置者及び運用責任者に対し、非常通報装置の保守管理、取扱い及び誤報防止並びに設置施設の防犯・安全確保について必要な指導を行うものとする。

2 通信指令課長及び署長は、設置者及び運用責任者に対し、非常通報装置の構造等について十分な知識を有する者の行う保守点検を定期的に受け、その結果を記録した書面を保管しておくよう指導するものとする。

3 署長は、1年に1回通信指令室と通報試験を行わせるものとし、設置者に対し、非常通報装置の通報試験を行うときは、実施月ごとに通報試験・訓練実施依頼書(様式第8号)2通を、当該実施月の前月25日までに提出させるものとする。この場合において、署長は、うち1通を本部長に送付するものとする。

4 署長は、非常通報装置による誤報や不適切な使用(以下「誤報等」という。)があった場合は、設置者に、誤報等の原因の調査結果及び再発防止の措置について、誤報等があった日から起算して7日以内に非常通報装置誤報措置報告書(様式第9号)2通を提出させるものとする。この場合において、署長は、うち1通を本部長に送付するものとする。

(承認の取消し)

第12条 本部長は、設置者又は運用責任者が、非常通報装置の設置及び運用その他設置施設の防犯・安全確保に関して通信指令課長又は署長が行う指導に従わない場合は、設置者に対し、当該非常通報装置の廃止を求め、設置者がこれに従わない場合は、当該非常通報装置による通報には対応することができない旨を通知し、その承認を取り消すものとする。

(通報訓練時の措置)

第13条 署長は、非常通報装置を利用して通報訓練を実施しようとするときは、次に掲げる方法で当該訓練の日から起算して5日前までに、通信指令課長に通知するものとする。

(1) 自ら又は設置者の要請により実施するときは、防犯訓練実施通知書(様式第10号)により通知する。

(2) 設置者が独自に実施するときは、通報試験・訓練実施依頼書を提出させ、これにより通知する。

(通信指令システムへの登録)

第14条 通信指令課長は、非常通報装置の設置又はその変更を承認した場合は、設置施設及び非常通報装置の設置状況を通信指令システムに登録し、通報に対して活用できるようにしておかなければならない。

(設置者名簿)

第15条 通信指令課長及び署長は、非常通報装置設置者名簿(様式第11号)を作成してお

かなければならない。

(その他)

第16条 非常通報装置の設置及び運用に係る手続に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(既存訓令の廃止)

2 非常通報装置設置等に関する訓令(昭和48年県本部訓令第13号)は、廃止する。

非常通報装置設置承認申請書

年 月 日

静岡県警察本部長殿

住所
申請者
氏名 印

非常通報装置設置についての承認を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 設置施設名
- 2 設置施設所在地
- 3 設置施設における運用責任者
- 4 通報録音文
「非常通報、非常通報、(承認番号)番、(所在地)、(施設名)です。
非常通報、(承認番号)番、(施設名)です。」
- 5 電話番号
機器接続電話番号
連絡電話番号
- 6 機器のメーカー・型式
- 7 機器保守業者
業者所在地
業者名
担当者名
連絡電話番号
- 8 添付書類
設置施設付近見取図
設置施設の平面図(機器の設置状況を表示したもの)
非常通報装置の設置及び運用に関する誓約書
その他

様式第3号（第6条関係）

非常通報装置の設置及び運用に関する誓約書

私は、下記のとおり、非常通報装置の適切な設置及び運用を行うことを誓約します。

記

1 非常通報装置の要件

非常通報装置は、その要件をすべて満たすものとします。

2 非常通報装置の使用

非常通報装置は、防犯・安全確保の措置をとり、なお、緊急非常の事態が目前に発生し、110番通報ができない状態において使用することとします。

3 運用責任者の指定

非常通報装置の適正な運用・管理のため、設置施設における責任者を「運用責任者」として指定します。

4 保守点検

非常通報装置の正常な作動を確保するため、定期的に点検を受け、その結果を記録したものを保管します。この際、通報試験を伴う場合は、事前に「通報試験・訓練実施依頼書」を提出します。

5 誤報の防止

非常通報装置の適切な取扱い方法を周知するとともに、適正な保守管理を行い、人的及び機械的な誤報の防止に努めます。

6 誤報時の措置

誤報を発生させた場合は、直ちに原因を調査し、再発防止の措置をとるとともに、「非常通報装置誤報措置報告書」を7日以内に提出します。

誤報や不適切な使用が度重なる場合や設置要件を欠くこととなった場合は、静岡県警察の指導より、非常通報装置を撤去することとします。

7 変更申請書・廃止届

非常通報措置の申請内容を変更する場合や廃止する場合は、事前に、既定の様式により届け出ます。

年 月 日

静岡県警察本部長 殿

施設名

申請者

印

非常通報装置運用開始届

年 月 日

静岡県警察本部長殿

住所

届出人

氏名

印

非常通報装置について、下記のとおり運用を開始したいので届け出ます。

記

1 設置施設

所在地

名称

2 開通試験実施日時

年 月 日 () 時 分

3 運用責任者・連絡先

非常通報装置設置変更届

年 月 日

静岡県警察本部長殿

住所

届出人

氏名

印

非常通報装置について、下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 設置施設名
- 2 設置施設所在地
- 3 変更の内容
- 4 変更の日付
- 5 運用責任者

非常通報装置廃止届

年 月 日

静岡県警察本部長殿

住所

届出人

氏名

印

非常通報装置について、下記のとおり廃止しますので届け出ます。

記

- 1 設置施設名
- 2 設置施設所在地
- 3 廃止の日付
- 4 運用責任者

通 報 試 験
訓 練 実 施 依 頼 書

年 月 日

警 察 署 長 殿

実施責任者氏名 印

下記のとおり、非常通報の試験・訓練を実施したいので、対応を依頼します。
記

1 設置施設名

2 通報日時

年 月 日 () 時 分

3 通報概要

4 通報直前の通信指令室への連絡方法

5 通信指令室の対応要領

6 通報後の保守

7 運用責任者名・連絡先

（注） 「通報概要」には、定期試験、通報訓練等の別を記載し、通報訓練の場合には、訓練の概要等を添付すること。

非常通報装置誤報措置報告書

年 月 日

警察署長 殿

施設代表者氏名 印

非常通報の誤報に対して下記のとおり再発防止措置をとったので報告します。
記

- 1 設置施設名
- 2 誤報発生日時
- 3 誤報原因
- 4 再発防止措置